

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和８年８月７日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マイヤ本吉はまなす店

気仙沼市本吉町津谷新明戸２００番地外

２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社マイヤ 代表取締役 米谷 春夫

岩手県大船渡市盛町字木町１４番地５

３ 変更した事項

（１）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

（２）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

4 変更の年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和 8 年 7 月 2 日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、気仙沼地方県政情報コーナー及び気仙沼市役所

7 縦覧期間

令和 8 年 8 月 7 日から令和 8 年 12 月 7 日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」

（平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 16 号）及び意見書様式を参考のこと。

○別紙

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

設置者		住所	備考
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)		
株式会社マイヤ	代表取締役 井原 良幸	岩手県大船渡市盛町字木町 1 4 番地 5	

(変更 (1))

設置者		住所	備考 (変更年月日・理由)
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)		
株式会社マイヤ	代表取締役 白石 実	岩手県大船渡市盛町字木町 1 4 番地 5	代表者変更 (令和 7 年 6 月 1 0 日)

(変更 (2))

設置者		住所	備考 (変更年月日・理由)
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)		
株式会社マイヤ	代表取締役 米谷 春夫	岩手県大船渡市盛町字木町 1 4 番地 5	代表者変更 (令和 8 年 1 月 2 1 日)

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

設置者		住所	備考
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)		
株式会社マイヤ	代表取締役 井原 良幸	岩手県大船渡市盛町字木町 1 4 番地 5	

(変更 (1))

設置者		住所	備考 (変更年月日・理由)
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)		
株式会社マイヤ	代表取締役 白石 実	岩手県大船渡市盛町字木町 1 4 番地 5	代表者変更 (令和 7 年 6 月 1 0 日)

(変更 (2))

設置者		住所	備考 (変更年月日・理由)
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)		
株式会社マイヤ	代表取締役 米谷 春夫	岩手県大船渡市盛町字木町 1 4 番地 5	代表者変更 (令和 8 年 1 月 2 1 日)